

社会保険 しまね

助け合い 生きる安心 社会保険

No.806

平成28年
11月号

P2 日本年金機構からのお知らせ

P3 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4 島根県社会保険協会からのお知らせ



《焯 ROKUMEI KAI》宮永岳彦 / 今岡美術館蔵(出雲市天神町)

年金相談の 予約制が始まりました

日本年金機構では平成28年10月3日より、全国すべての年金事務所で年金相談の予約制を始めました。

予約相談により、

- ①年金相談の待ち時間が短縮されます。
- ②予約時に事前に相談内容を確認することで相談時間を短縮できます。

などのメリットがあります。

予約相談は

「ねんきんダイヤル」(0570-05-1165)または各年金事務所で受け付けています。

ご予約の際には、年金手帳など基礎年金番号がわかるものなどをご用意ください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が 発行されています

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において、その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料全額が社会保険料控除の対象となります。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、平成28年10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、国民年金保険料を納付されたご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、専用の「ねんきん加入者ダイヤル」0570-003-004(050から始まる電話からおかけになる場合は03-6630-2525)にお問い合わせください。

新任事務担当者説明会のご案内

次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催します。

対象者 ①新任担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方

出席を希望される方は、事前に年金事務所へ電話にてご連絡ください。※駐車料金がが必要な場合は、各自でご負担いただきますようお願いいたします。

地 区	日 時	会 場
松 江	12月 8日(木) 13:30~16:00	くにびきメッセ(601大会議室)※
出 雲	12月14日(水) 13:30~16:00	出雲市民会館(302研修室)
浜 田	12月 2日(金) 13:30~16:00	浜田年金事務所(大会議室)

●お問い合わせ先

■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

出産に関する給付について



1 出産育児一時金

●概要

加入者(被保険者・被扶養者)の方が出産されたとき、1児につき42万円(または40.4万円)が支給されます。

●出産とは

支給対象となる出産は、妊娠85日(4か月)以後の生産(早産)、死産(流産)、人工妊娠中絶をいいます。

●支給金額

出産した医療機関等の産科医療補償制度への加入状況及び出産の妊娠経過週数により支給額が異なります。

		妊娠22週以降の出産	妊娠22週未満の出産
産科医療補償制度 (※)	加入	42万円	40.4万円
	未加入	40.4万円	

※産科医療補償制度とは分娩時の何らかの理由により重度の脳性まひとなった場合に子供とご家族の経済的負担を補償する制度として平成21年1月に創設されたものです。制度の加入状況等については、各医療機関にご確認ください。

2 出産手当金

●概要

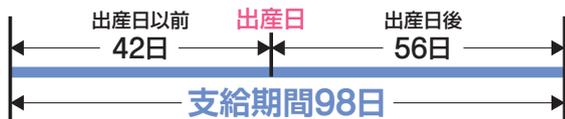
被保険者の方(任意継続被保険者を除く)が出産のために仕事を休み、事業主から給与が受けられない場合は、一定の期間を対象として出産手当金が支給されます。

●支給期間

出産日(出産が予定日より遅れた場合は出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日後56日までの期間で支給要件を満たしている期間について支給されます。

なお、出産については、妊娠4か月(85日)以上の死産・流産を含みます。

◎出産予定日以前に出産した場合



◎出産予定日より遅れて出産した場合



●支給要件

次の2つの要件を満たしているときに支給されます。

① 出産のために仕事を休んでいること

② 給与の支払いがないこと

※休んだ期間に対する給与の支払いがないこと。ただし、給与の支払いがあっても、その額が出産手当金の額より少ない場合は、差額が支給されます。

●支給金額

1日につき、直近12か月の標準報酬月額額の平均額の30分の1の3分の2(平成27年度までは標準報酬日額の3分の2)に相当する額(※)が支給されます。給与の一部を受けていても、出産手当金の額より少ないときは、差額が支給されます。

(※)支給開始日以前の期間が12か月に満たない場合は、次のいずれか金額の少ない額により計算します。

- 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額額の平均額
- 28万円(当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)

●手続きに関するお問い合わせ先

制度の詳細は協会けんぽホームページをご覧ください。

協会けんぽ島根支部業務グループ
☎0852-59-5144



募集 28年度実務講座のお知らせ及び受講者募集

社会保険協会が行う今年度の「社会保険実務基礎講座」は8月から12月の間、松江・益田の両会場で、合計51名の方が受講されていますが、第2弾、第3弾として次の実務講座を開催しますので、受講を希望される方は下部の申込書に記入の上、FAXにより申し込んでください。

① 年金給付実務講座 定員30名 (隠岐地区)

- 年金制度全般について
28年度版「社会保険の事務手続」の解説
(但し、87頁から120頁)

会場 隠岐島文化会館

- 研修テキスト 28年度版
「社会保険の事務手続」を
当日配布

- 期日 平成28年12月1日(木)
13時30分～17時まで
平成28年12月2日(金)
9時～12時まで

- 講師 坂根社会保険労務士
- 会員事業所の受講申込締切 11月21日(月)

② 年金給付実務講座 各会場共、定員40名

「60歳以後の年金額調整の仕組み」
(在職老齢年金、雇用保険との調整等)

●会場及び期日

松江会場 くにびきメッセ401会議室
平成29年2月7日(火)

出雲会場 出雲市民会館
平成29年2月14日(火)

浜田会場 サンマリン浜田
平成29年2月21日(火)

益田会場 ジェンテンドー研修センター
平成29年3月7日(火)

- 研修テキスト 当日配布
- 時間 いずれの会場共、13時30分～16時30分。
- 講師 金山早苗、久家玲子、坂根親雄、野村安弘の
各社会保険労務士等

※いずれの研修も受講料は無料、交通費などその他の経費は受講者の負担。 ※会員事業所が優先の先着順で、開催日の1週間前の月曜日が受講申込締切(隠岐地区以外)。 ※非会員事業所は、空席があるときのみ可で、申込締切日翌日の火曜日から受付。

社会保険協会実務講座 受講申込書

氏名	
受講する研修会場 (いずれかに○印)	隠岐島文化会館 ・ 松江会場 ・ 出雲会場 ・ 浜田会場 ・ 益田会場
事業所名	会員事業所ですか? (はい ・ いいえ)
所在地	
連絡方法	TEL FAX

お申し込みはFAXで 送信先FAX番号 0852-27-5068

社会保険に関する
各種書類のダウンロードや、
最新の情報はこちらから!

日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/>
 全国健康保険協会島根支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>
 島根県社会保険協会 <http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社会保険しまね 通巻806号

発行者/(一財)島根県社会保険協会 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部

2016.11.11発行 ※次回の発行については平成29年1月を予定しています。